

豊川市監査公表第 3 7 号

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

豊川市監査委員	武 田 久 計
同	鈴 木 篤 男
同	中 川 雅 之

別紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象

(1) 対象団体

株式会社日本メカトロニクス（公の施設の指定管理者）

(2) 所管部署

都市整備部都市計画課

2 監査の範囲

(1) 対象団体

平成31年度（令和元年度）株式会社日本メカトロニクス会計
（平成31年4月1日～ 令和2年3月31日）

(2) 所管部署

平成31年度（令和元年度）公共駐車場事業特別会計
（上記団体関係分）

3 監査の実施期間

令和2年8月21日～ 令和2年9月25日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 対象団体

ア 公の施設の指定管理の目的、内容について

イ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について

ウ 協定内容の履行について

エ 会計経理、財産管理について

(2) 所管部署

- ア 公の施設の指定管理の目的、内容について
- イ 指定管理料の支払いの時期、方法、手続等について
- ウ 協定内容の履行について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【株式会社日本メカトロニクス】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

検討事項

基本協定書第6条第3項において、本業務の実施に係る収入及び支出は固有の銀行口座にて管理することとされているが、支出については、他の業務が含まれた銀行口座を使用していた。現状の実務を鑑み、所管部署との協議の上、基本協定書の見直しを含め、事務処理の方法について検討されたい。

【都市整備部都市計画課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

- (ア) 基本協定書第6条第3項において、本業務の実施に係る収入及び支出は固有の銀行口座にて管理することとされているが、支出については、他の業務が含まれた銀行口座が使用されていた。現状の実務を鑑み、指定管理者との協議の上、基本協定書の見直しを含め、事務処理の方法について検討されたい。

- (イ) 基本協定書第8条第2項において、本業務の一部を第三者に委託する際の承諾についての定めはあるが、委託契約期間中の委託業者の変更時の取扱いについては不明確である。リスク管理の観点から、基本協定書を見直し、適正な事務処理の方法について検討されたい。